

団体支援助成事業審査委員会設置要綱

(目的)

第1条 島根県が設置した島根県社会貢献活動促進基金（以下「しまね社会貢献基金」という。）の団体支援助成事業の適正な運営を図るため、「団体支援助成事業審査委員会」（以下「団体審査委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 団体審査委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) しまね社会貢献基金団体支援助成事業の事業提案の内容を審査し、採択の可否を決定すること。
- (2) 事業の円滑な推進を図ること。

(組織)

第3条 団体審査委員会の委員は、島根県県民いきいき活動促進委員会のうち、次に掲げる者から環境生活部長が任命する者で組織する。

(1) 県民いきいき活動実践者

(2) 学識経験者

(3) 企業関係者

(4) 関係団体及び市町村の職員

2 団体審査委員会は、10名以内の委員をもって組織する。

3 委員の任期は2年以内とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4 団体審査委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

(会議)

第4条 団体審査委員会は、委員長が招集し、委員長が委員会を主宰する。ただし、委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

2 団体審査委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ、開催することができない。

3 団体審査委員会は公開とするが、委員間の採択に係る意見調整は非公開で行う。

(庶務)

第5条 団体審査委員会の庶務は、島根県環境生活部環境生活総務課NPO活動推進室において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、団体審査委員会の運営について必要な事項は委員会で定める。

附則

この要綱は、平成21年4月28日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年4月22日から施行する。